

難病患者に対する県有施設の利用料金の減免（概要）

県有施設の利用料金の減免対象に、新たに指定難病患者を加える県規則の改正を行うので、意見を求めるものです。

1 要旨

利用料金を徴する県有施設の多くは、障害者基本法に基づき、障害者への施設利用料等の減免を実施していますが、障害者手帳を持たない難病患者は、利用料金の減免対象となっておりません。

県では、難病患者の社会参加を支援するため、**県有施設の利用料金の減免対象に指定難病患者を加える規則改正**を行います。

2 改正の概要

区分	現 状	改正後
減免対象	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	左に加えて、 <ul style="list-style-type: none">・特定医療費（指定難病）受給者証・登録者証

3 対象施設

県有施設 12 か所（県規則で障害者に対する減免規定がある施設）

- ・ 県立水泳場
- ・ 焼津青少年の家
- ・ 富士水泳場
- ・ 観音山少年自然の家
- ・ 静岡県武道館
- ・ 三ヶ日青年の家
- ・ 県立美術館
- ・ 朝霧野外活動センター
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアム
- ・ 富士山世界遺産センター
- ・ ふじのくに茶の都ミュージアム
- ・ 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設ウオット

4 施行日 令和7年4月1日

[参考1] 改正の経緯

障害者基本法

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

- ・平成23年改正の障害者基本法、平成25年の障害者総合支援法施行により、「障害者」の定義に難病患者が含まれる。
- ・令和6年9月、NPO法人静岡県難病団体連絡協議会から要望
「難病患者も障害者手帳を持っている方と同等のサービスを受けられるよう検討をお願いします。」

[参考2] 県内減免対象者の状況（令和5年度末現在）

区分	県内所持者数	備考	
指定難病	特定医療費 (指定難病) 受給者証	28,633人	・指定難病患者であり、一定の重症度を満たす者が対象 ・医療費助成の受給資格の証明 ・障害福祉サービスの利用資格証明等
	登録者証	97人*	・全ての指定難病患者が対象 (症状の程度を問わない) ・障害福祉サービスの利用資格証明等
障害者手帳	221,455人		

※令和6年4月～制度開始のため、令和6年10月末現在の人数